**雇用調整助成金の特例措置**

**＜雇用調整助成金について＞
問１ そもそも雇用調整助成金とはどのようなものでしょうか。**

景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

**＜特例措置の趣旨・目的＞
問２ 今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。また、どのような特例があるのでしょうか。**

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じています。
また、新型コロナウイルス感染症による影響が広範囲にわたり、長期化することが懸念されます。このため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を設けました。このことにより、通常よりも幅広く、労働者の雇用の維持を行った事業主が、この助成金を受給できるようにしています。
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例は以下のとおり実施しています。
　①　令和２年１月24日以降の休業等計画届の提出を可能とします。
　②　生産指標の確認期間を３か月から１か月に短縮します。
　③　令和２年１月24日時点で事業所設置後１年未満の事業主についても助成対象とします。
　④　最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

**＜外国人を雇用する事業主について＞
問３ 雇用調整助成金は、外国人の方を雇用する事業主も対象になりますか。**

支給要件を満たす事業主であれば、雇用保険被保険者である従業員の国籍は問いません。